



# 新温泉町起業支援事業補助金

起業の促進により産業の振興及び地域経済の活性化を図るため、町内で起業される方に対する助成を行います。

## ○補助対象者（起業の要件の詳細については、商工観光課へ問合せください。）

次のいずれの要件も満たしていること。

- ①新温泉町内に事務所又は店舗を設置し、又は設置しようとする方
  - ②新温泉町内に住所を有する者又は完了届提出日の前日までに町内に住所を有する者（法人の場合は代表者の住所）
  - ③新温泉町起業支援アドバイザー、新温泉町商工会等の指導を受けた事業計画を持ち、継続発展する見込みのある事業を起業する者
  - ④新温泉町商工会に加入する方（家賃補助を受ける場合）
  - ⑤町税を滞納していない方
- ※補助金は、同一人に対し1回を限度とする。

## ○補助対象経費

①起業支援補助 次の対象経費の合計額が50万円以上になるもの  
事務所又は店舗の開設に係る経費、設備等の購入費、起業に伴う広告宣伝費

### ②家賃補助

おおむね3か月以上の空き店舗又は空き家バンクに登録している空き家を活用して開設した事務所又は店舗の月額の家賃

※他の助成制度で対象となる経費は、この事業の補助対象経費としない。

## ○補助金の額

- ・補助率 対象経費の1/2
  - ・補助限度額 起業支援補助 50万円（転入者に該当する場合は100万円）  
※転入者：町内に転入した日前1年以上、連続して町外に住所を有していた方で転入日以後3年未満の方又は地域おこし協力隊員であった方で任期満了後1年未満の方
- 家賃補助 3万円/月（事業開始月から24か月分）

## ○申請手続

補助金の申請方法は、下記のとおりです。

事業着手前に町へ次の書類を添付して補助金申請書を提出する必要があります。

- ◆申請するとき 申請書、事業計画書、起業支援補助の場合、補助対象経費一覧・見積書等、家賃補助の場合、賃貸借契約書の写し、転入者の場合、1年以上連続して町外に住所を有していたことが分かる書類（住民票除票又は戸籍附票の写し）
- ◆請求するとき 完了後に実績報告書、完了届、領収書等、写真、開業届又は起業したことが確認できる書類、家賃補助の場合、商工会に加入していることが分かる書類